

# 介護保険につ

## 介護保険負担限度額認定証の更新について

介護保険施設利用時の食費および居住費(滞在費)は、介護保険の対象外のため自己負担となっています。そこで、所得が低い人などの負担を軽減するために利用者負担段階を設け、該当すると認められた人には「負担限度額認定証」を交付しています。

なお、お手元の認定証の有効期限は7月31日です。8月以降も施設を利用される場合は、健康福祉課に申請してください。

### \*該当する人

世帯全員(別世帯の配偶者含む)が町民税非課税の人

### \*利用者負担段階

第1段階	<ul style="list-style-type: none"><li>生活保護を受けている人</li><li>食事・居住費の減額を受ければ生活保護を受ける必要のない人</li><li>預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円以下の人</li></ul>
第2段階	<ul style="list-style-type: none"><li>合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人</li><li>預貯金などが単身650万円、夫婦1,650万円以下の人</li></ul>
第3段階(1)	<ul style="list-style-type: none"><li>合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人</li><li>預貯金などが単身550万円、夫婦1,550万円以下の人</li></ul>
第3段階(2)	<ul style="list-style-type: none"><li>合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円以上の人</li><li>預貯金などが単身500万円、夫婦1,500万円以下の人</li></ul>

※令和3年8月より食費および居住費(滞在費)の負担額に一部変更があります

## 介護保険負担割合証の更新のご案内について

介護保険負担割合証とは、介護サービスや介護予防・日常生活支援総合事業を利用した際の利用者負担額が1割、2割または3割のいずれかをお知らせするものです。

負担割合証の有効期間は7月31日となっております。更新が必要な人には7月中旬頃にご自宅または介護施設へ郵送します。

健康福祉課 ☎32-1105

~今の暮らしに快適さと安心を~

# 1日で工事完了!

## 採風玄関ドアリフォーム

壁や床を傷つけず「いってきます」から「ただいま」の間に工事が完了する簡単リフォームです

その場ですぐお見積りします  
まずはお問合せください

鍵を閉めたまま換気ができる!  
防犯性・断熱性もアップ!

株式会社 現代設計事務所  
〒503-0931 大垣市本今4丁目17番地 ☎0584-89-6663

受付時間: 9時~18時 (土日祝もOK)

RE-HOUSE 外壁塗装・屋根工事専門店  
株式会社 エイトリハウス 養老町大場 888-8

雨漏り修理 塗装 漆喰 防水  
雨樋・板金 大工・窓サッシ 白アリ

養老密着の外装専門店をお探しの方お電話を!

☎0120-35-1557

代表取締役 三輪大介